

剣淵町下水道事業(農業集落排水)経営戦略

団	体	名	:	剣淵町	
事	業	名	:	農業集落排水事業	
策	定	日	:	平成 29 年 3 月	
計	画	期	間	:	平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (13年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	30.86人/ha (H27末)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	本町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業として1処理区のほか、農業集落排水事業で1処理区の計2処理区を有している。		
処理場数	本町の処理場数は、特定環境保全公共下水道事業の処理場が1箇所、農業集落排水事業の処理場が1箇所の計2箇所となっている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	最適化は、本町の汚水処理については北海道が策定した都道府県汚水処理構想「全道みな下水道構想Ⅲ」に則った整備を実施しているため、現時点において最適化を図ったものとなっている。 広域化、共同化については実施されていない。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の下水道使用料は、平成28年4月に改訂を行い、以下の料金体系となっている。 (内税)				
業務用使用料体系の 概要・考え方		基本料金(1か月につき)		超過料金	
		基本水量	料金	(1m ³ につき)	
	家庭用	8m ³ まで	1,270円	189円	
	営業用	15m ³ まで	2,982円	189円	
	団体用	12m ³ まで	2,372円	189円	
	学校用	60m ³ まで	11,896円	189円	
	浴場用	300m ³ まで	20,380円	189円	
福祉施設	500m ³ まで	32,182円	189円		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,538 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,460 円
	平成26年度	3,538 円		平成26年度	2,421 円
	平成27年度	3,538 円		平成27年度	2,395 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2人 損益勘定部門(総務・管理):1人 資本勘定部門:1人
事業運営組織	本町の下水道事業(農業集落排水)は、事業当初から建設課で所管されている。建設課では、上下水道事業を所管する上下水道グループと道路、橋梁、河川、排水路及び町営住宅等に関する業務を行う土木建築グループがあり、下水道事業(農業集落排水)の維持管理・運営については、上下水道グループ内は元より、土木建築グループと連携して効率的な管理を実施している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では事業規模が小さく新たな整備を有していないため、包括的民間委託を行う内容の業務は現段階では無い。 処理場の日常運転管理や管路等の定期清掃や下水道管の詰まりなどの緊急時対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業(農業集落排水)は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業(農業集落排水)は、小規模であり処理水量や汚泥量が少ないため、本町単独でのエネルギー利用は採算が取れる技術は現段階ではない。 また、下水熱については、下水道管路施設からの下水熱利用が考えられるが、本町に布設された下水道管の管径は小さいため、現在の技術では下水熱利用は困難であるため未実施となっている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水道事業(農業集落排水)は、小規模であるため未利用土地・施設の活用等は見込まれない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業(農業集落排水)の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業(農業集落排水)の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>本町下水道事業(農業集落排水事業)については、表①「収益的収支比率」でわかるように単年度収支は赤字となっているが、平成27年度については、設備の突発的な故障に伴う修繕により収支比率は下がっている。今後はより一層維持管理を適切に行うことにより、経営改善を図っていく。</p> <p>表④「企業債残高対事業規模比率」については、農業集落排水事業開始当初に借り入れた起債の償還が徐々に終了年度を迎えていることから数値としては減少傾向である。</p> <p>表⑤「経費回収率」については、平成23年度以降料金改定の実施をしていなく、また設備の改修も行ってきたことから平成25年度までは低い値で推移していたが、平成26年度については、改修も終わり類似団体並みとなった。しかし、平成27年度は設備の突発的な故障の修繕及び料金収入が減少したことにより数値は下がっている。今後は、より一層高い回収率を目指し、料金の改定について検討が必要である。</p> <p>表⑥「汚水処理原価」については、有収率が96.02%と高いが平成25年度までは、改修等維持管理に経費がかかっていたため、類似団体より高くなっているが、平成26年度からは類似団体より低い数値となっている。</p> <p>表⑦⑧の「施設利用率」「水洗化率」については、類似団体より高い値ではあるが、状況の把握と効率的な汚水処理を継続するよう努めなければならない。</p>
--

経営比較分析表

北海道 釧路町	業務名	業種名	類似団体の区分	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	法非適用	下水道事業	F3	3,359	130.99	25.64
	費算不足比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
	-	6.80	92.70	226	0.07	3,228.57
		該当数値なし	1か月20m ³ 当たり家賃料金 (円)			
			3,370			

グラフ凡例
 ■ 当該団体値 (当該値)
 - 類似団体平均値 (平均値)
 [] 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	58.87	64.30	58.56	61.12	81.27
平均値					61.12

【単年度の収支】

②累積欠損金比率 (%)

該当数値なし

③流動比率 (%)

該当数値なし

④企業債残高対事業債比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	1,472.89	1,183.96	1,053.45	968.43	852.53
平均値	1,316.70	1,224.75	1,144.05	1,117.11	1,161.05

【債務残高】

⑤汚水処理原価 (円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	438.03	431.58	465.51	386.25	313.02
平均値	338.76	348.41	343.80	357.08	378.08

【費用の効率性】

⑥経費回収率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	26.09	28.35	24.68	31.85	38.67
平均値	43.24	42.13	42.48	41.04	41.08

【料金水準の適切性】

⑦施設利用率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	93.42	85.53	86.84	88.16	86.84
平均値	44.78	47.19	46.59	45.82	44.36

【施設の効率性】

⑧水洗比率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	99.59	98.59	99.58	99.56	99.56
平均値	73.60	73.78	72.99	71.97	70.59

【使用料対象の補正】

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率 (%)

該当数値なし

②管渠老朽化率 (%)

該当数値なし

③管渠改善率 (%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.00	0.08	0.06	0.04	0.07

【管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況】

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 本町下水道事業（農業集排水事業）については、表①「収益的収支比率」でわかるように単年度収支は赤字となっているが、平成26年度については、設備の改修が終了したことにより収支は黒字となっている。今後とも維持管理を適切に行うことにより、より一層の経営改善を図っていく。表④「企業債残高対事業債比率」については、農業集排水事業開始当初に借り入れた設備の償還が徐々に終了するのを迎えていることから数値としては減少傾向にある。表⑤「経費回収率」については、平成23年度以降料金改定の実施を怠りなく、また設備の改修も行ってきていることから平成25年度までは低い値で推移しているが、平成26年度については、改修もより一層必要となり、料金の改定について検討が必要である。表⑥「汚水処理原価」については、改修維持管理に経費がかかっているため、類似団体より高くなる傾向があるが、平成26年度からは類似団体より低い数値となっている。表⑦⑧の「施設利用率」「水洗比率」については、類似団体より高い値ではあるが、状況の把握と効率性の向上を継続する必要がある。

2. 老朽化の状況について
 全体総括
 料金収入確保については、平成27年度に「上下水道事業運営審議会」を設置し、料金改定について審議・検討していく。さらには、施設の老朽化に伴う更新改修に備え、施設の長寿命化計画を策定し、より一層の経営健全化に向けた取り組みを行う必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、平成26年度は事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

3

2. 経営の基本方針

本町の下水道事業(農業集落排水)における経営の基本方針は、公営企業であることを鑑み、「地方財政法第6条」や「地方財政法施行令第46条」に示されている経営の原則に則ることを基本とし、本町の下水道事業(農業集落排水)が建設から維持管理及び改築更新事業へ移行していることを鑑み、以下のとおりとする。

【経営の基本方針】

- ① 効率的な改築更新を実施するための、将来の事業量を設定する。
- ② 維持管理実績を踏まえた効率的な維持管理費を設定する。
- ③ 経費負担を明確化し、独立採算制を目指した経営とする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の下水道事業(農業集落排水)は、平成15年度に概ね整備が完了し、現在の整備率は約100%である。今後は、供用開始から13年が経過していることから、処理場施設の機械・電気設備の改築更新事業がメインとなる。計画期間中は、以下の投資を見込むものとする。

(1) 設計・調査

設計・調査として、H35に機能強化調査・最適化構想の策定、H36・37に更新工事の詳細設計等を見込む。
計画期間(H29～H38)の10年間で約7,000千円を見込む。

(2) 処理場施設の改築更新

処理場施設の改築更新事業として、老朽化した機械・電気設備について、機能強化調査に従い実施する。
計画期間(H29～H38)の10年間で約20,000千円を見込む。

② 収支計画のうち財源についての説明

本町の下水道事業(農業集落排水)の財源としては、下水道使用料収入、建設改良に伴う国庫補助金及び起債、一般会計繰入金及び資本費平準化債を見込む。

(1) 下水道使用料

下水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出した。
計画期間中(H29～H38)の10年間で約26,721千円を見込む。

(2) 国庫補助金

国庫補助金は、現行の補助率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。
計画期間中(H29～H38)の10年間で約13,500千円を見込む。

(3) 起債

起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。
計画期間中(H29～H38)の10年間で約13,500千円を見込む。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、H28の総務省通知の繰出基準を見込むほか、単年度の再収支が均衡するように基準外を繰り入れる。
計画期間中(H29～H38)の10年間で約44,438千円を見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の下水道事業(農業集落排水)の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。

(1) 処理場施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約54,204千円を見込む。

(3) その他維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約8,300千円を見込む。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
															平成38年度
収益的収入	1 総収入	8,331	7,165	7,247	7,196	7,196	7,145	7,145	7,094	7,081	7,042	7,059	7,074	7,127	
	(1) 営業収入	2,924	2,750	2,832	2,781	2,781	2,730	2,730	2,679	2,666	2,627	2,614	2,563	2,550	
	ア 料収入	2,924	2,750	2,832	2,781	2,781	2,730	2,730	2,679	2,666	2,627	2,614	2,563	2,550	
	イ 受託工事収入														
	ウ その他														
	(2) 営業外収入	5,407	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,445	4,511	4,577
	ア 他会社収入	5,407	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,445	4,511	4,577
	イ その他														
	2 総費用	6,859	6,969	7,119	7,077	7,033	6,990	6,945	6,900	6,900	6,854	6,807	6,809	6,871	6,932
	(1) 営業費用	5,767	5,936	6,145	6,163	6,181	6,200	6,219	6,239	6,239	6,259	6,279	6,300	6,321	6,343
	ア 職員給与	809	609	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610
	イ その他	4,958	5,327	5,535	5,553	5,571	5,590	5,609	5,629	5,629	5,649	5,669	5,690	5,711	5,733
	(2) 営業外費用	1,092	1,033	974	914	852	790	726	661	661	595	528	509	550	589
	ア 支払利息	1,092	1,033	974	914	852	790	726	661	661	595	528	509	550	589
	イ その他														
3 収支差引(A)-(D)	1,472	196	128	119	163	155	200	194	194	227	235	250	203	195	
資本的収入	1 資本的収入	1,927	3,237	3,382	3,451	3,469	3,558	3,629	3,629	3,662	3,721	3,774	3,891	3,970	
	(1) 地方債														
	(2) 他会社補助金	1,219	3,237	3,382	3,451	3,469	3,539	3,558	3,629	3,662	3,721	3,774	3,891	3,970	
	(3) 他会社借入金														
	(4) 固定資産売却代金														
	(5) 国(都道府県)補助金	708									2,500	5,500	5,500		
	(6) 工事負担金														
	(7) その他														
	2 資本的支出	3,392	3,451	3,510	3,570	3,632	3,694	3,758	3,823	3,889	3,889	8,956	15,024	15,094	4,165
	(1) 建設改良費											5,000	11,000	11,000	
	(2) 地方債償還金														
	(3) 他会社長期借入金返還金	3,392	3,451	3,510	3,570	3,632	3,694	3,758	3,823	3,889	3,889	3,956	4,024	4,094	4,165
	(4) 他会社への繰出金														
	(5) その他														
	3 収支差引(F)-(G)	△ 1,465	△ 214	△ 128	△ 119	△ 163	△ 155	△ 200	△ 194	△ 227	△ 235	△ 250	△ 203	△ 203	△ 195

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収支再差引	(E)+(I)	7	△ 18												
積立金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)	105	113		95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	112	95		95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支	(P)	112	95		95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
(N)-(O)	(Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	81	69		68	68	67	67	67	66	66	65	65	65	64
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不 足額	(R)														
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(G)	2,924	2,750		2,832	2,781	2,781	2,730	2,730	2,679	2,666	2,627	2,614	2,563	2,550
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不 足額	(T)														
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規 模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)	61,213	57,762		54,252	50,682	47,050	43,356	39,598	35,775	31,886	30,430	31,906	33,312	29,147
○他会計繰入金	(Y)														

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		5,407	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,445	4,511	4,577
うち基準内繰入金		5,407	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,415	4,445	4,511	4,577
うち基準外繰入金															
資本的収支分		1,219	3,237	3,237	3,382	3,451	3,469	3,539	3,558	3,629	3,662	3,721	3,774	3,891	3,970
うち基準内繰入金															
うち基準外繰入金		1,219	3,237	3,237	3,382	3,451	3,469	3,539	3,558	3,629	3,662	3,721	3,774	3,891	3,970
合計		6,626	7,652	7,652	7,797	7,866	7,884	7,954	7,973	8,044	8,077	8,136	8,219	8,402	8,547

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。最適化については、北海道が策定した都道府県汚水処理構想の「全道みな下水道構想Ⅲ」に準じた整備を行っており、見直し等が有った場合には速やかに対応する。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の下水道事業(農業集落排水)の整備は、概ね完了しており、今後は改築更新が発生する見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を行うものとする。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町では、定期的な下水道使用料の検討を行っており、必要に応じて改定を実施しているため、これまでどおりの対応を行うものとする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の下水道事業(農業集落排水)では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向を踏まえて設定(年2%の上昇)をしているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
薬品費に関する事項	薬品費は、維持管理の年間業務委託に含まれているため、薬品費として計上していない。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	委託費は、処理場の運転・維持管理を年間委託しており、処理規模に変更がないため、近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成33年度)には将来の見直しについても、大きく変更がないかを検証して、計画から大幅に乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを実施する。 また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。
---------------------	---